

## 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「産業経済振興センター」という。）定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給に必要な基準を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、産業経済振興センターを勤務先として、この法人の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、期末手当等をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、通勤手当をいう。

(報酬・手当の支給)

第3条 産業経済振興センターは、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬は月額とする。
- 3 常勤理事には、毎年6月及び12月に、期末手当を支給することができる。
- 4 評議員、非常勤の理事及び監事は無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 産業経済振興センターの常勤理事の報酬月額、別表1「常勤理事の報酬月額」の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て定める。

- 2 常勤の理事に対する期末手当の額は、別表2「常勤理事の期末手当の額」の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て定める。
- 3 常勤の理事に対する通勤手当は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター給与等規程（以下「給与等規程」という。）の例による。

(報酬等の支給日等)

第5条 報酬等の支給日、支給方法及び報酬等により控除する額等支給に関する詳細は、給与等規程の例による。

(費用)

第6条 産業経済振興センターは、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する通勤手当を支給し、その計算方法及び支給方法は、給与等規程に準じる。

(公表)

第7条 産業経済振興センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤理事の報酬月額

60万円までの範囲内
------------

別表2 常勤理事の期末手当の額

基準日在職の常勤理事の報酬月額×3.0の範囲内
-------------------------